

令和6年度 盛岡工業高等学校教職員 働き方改革アクションプラン

～健康保持の実現と、誇りとやりがいを持った職場を目指して～

盛岡工業高等学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現状

- (1) 月当たりの時間外勤務80時間以上の職員の割合が、R5(5.8%)、R4(27.8%)、R3(17.5%)である。
- (2) 時間外勤務の多くが部活動指導である。
- (3) 職員健康区分について、C1区分の割合が、R5(43.0%)、R4(42.4%)、R3(52.3%)である。
- (4) 年次休暇の取得状況(R5)は、1日単位の年次休暇5日未満(20.2%)である。

2 目指す姿

- (1) 教職員一人ひとりが、限られた時間の中で最大限の効果を上げ、達成感を感じながら業務に取り組む。
- (2) 管理職が日頃から、教職員に対し教職員の仕事の実態を把握し、役割分担の在り方や業務の進め方など様々な観点からの見直しや平準化を進め、よりよい働き方への意識改革を進める。
- (3) 教職員が、健康で生き生きと業務を行い、授業やその準備に集中できており、誇りとやりがいを持って生徒たちに向き合う時間を確保する。

3 取組内容

○ 学校における業務改善の推進

- ・各職員が、マネジメント能力を発揮し、各学科、各学年、各分掌及び全体が「チーム盛工」としての業務遂行がより一層できるよう積極的に全体で推進します。

○ 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化の推進

- ・部活動の負担軽減に向け、週1日以上の子休養日を徹底しながら、外部人材の登用について推進します。

○ 教職員の健康管理

- ・管理職が、毎年実施される健康診断結果を把握及び分析し、医療機関等への受診が必要な教職員に対して、積極的に声がけをします。
- ・年次休暇や特別休暇（夏季休暇）の積極的な取得を促します。

4 目標

- (1) 平均の勤務は、1日当たりの在校時間を10時間以内とする。
- (2) 週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、複数顧問の中で調整しながら必ず休養できるようにする。
- (3) 職員が健康で業務に取り組める環境を整える。
- (4) 教職員一人当たりの年間取得日数を年次休暇7日以上、夏季休暇3日以上とする。

令和6年5月12日 岩手県立盛岡工業高等学校長 瀬戸和彦

(参考)「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」(抜粋)

【策定の趣旨】

- 働き方改革の実現により、岩手の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育の持続的提供につなげる。

【プランの期間】 令和6年度から令和8年度までの3年間

【プランの目標】

【定量的目標】 県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減

〔目標1〕 時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにする。

〔目標2〕 時間外在校等時間（週休日等の部活動指導従事時間を含む）が月45時間超、年360時間超の者を段階的に縮減する。

【定性的目標】 業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保
令和8年度において、アンケート調査に基づく肯定的実感が、令和6年度の実施結果から向上することを目指す。